

# 生活保護費詐欺事件検証第三者委員会報告書の概要

## 1 第三者委員会の設置目的

生活保護費詐欺事件に関する市内部における検証の結果を踏まえ、**事実に基づき、客観性を持って、市民の目線を重視し、**

- ① 行政の対応に問題がなかったのか検証する
- ② 今後の改善に向けた方向性を示す

## 2 生活保護費不正受給・詐欺事件の概要

- ・ストレッチャー対応型タクシーを利用した通院移送費約2億3,900万円（平成18年3月から同19年11月まで）が夫婦に支払われた。
- ・1回のタクシー料金は20万円ないし25万円以上、1日に2回利用されることもあった。
- ・少なくとも、架空請求額が3,460万円あり、タクシー業者に支払った移送費から、多額のお金が夫妻に渡っていたとされている。

## 3 検証結果

**【結論】** 福祉事務所において、更なる病状調査や生活状況調査、検診命令等の  
 手続をとるべきであったにもかかわらず、それを行わないまま移送費の支給を継  
 続したことは、不相当であった。

### (1) 支給の決定と継続支給について

市の内部検証委員会では、①医師の見解、②北海道への相談結果、③札幌市での支給実績、の3点を根拠とし、支給の決定と継続についてやむを得なかったと判断している。

#### 【①医師の見解について】

##### 《第三者委員会の結論》

- 滝川市で受けることが不可能な治療を札幌市で受けているわけではない、
  - 毎日注射する必要性について医学的効果が十分証明できない、
  - 精神的安定について医学的解明ができない、
  - 妻の病状は夫に比較して、それほど重篤ではない、
- などの点から、医学的に見ても、札幌市への毎日の通院の必要性を認めるのは不合理。  
 医師の判断についても、総合的かつ極めて慎重に評価すべきであり、形式的な医師の判断のみで支給をやむを得なかったと結論付けることは疑問である。

## 【②北海道への相談結果について】

### 《第三者委員会の結論》

福祉事務所の保護台帳の記載や関係者への事情聴取の結果を総合すれば、監査の当日、福祉事務所の職員が北海道の監査職員に対してこの世帯のことを相談し、それに対して北海道の監査職員が回答をしたということは事実。

しかし、このような重大な事案を相談する際には、単にその場で膨大な書類をただ見せるだけでなく、前もって時系列的な書類を作成の上、直接、北海道を訪れ、医師の診断内容や支給の状況等について、さらには全国的な移送費の特殊事例の確認や検診命令の必要性等についても、長時間かけて相談すべき事案であった。

## 【③札幌市での支給実績について】

### 《第三者委員会の結論》

札幌市在住時、札幌市内での通院に際し、ストレッチャー対応型タクシーのほぼ毎日の利用を認めていたが、札幌市から滝川市の病院へのタクシー利用を認めたのは2回であった。

先例として札幌市での支給実績がある以上やむを得ない一面もあるが、札幌市に対して具体的事実の確認を行っていない点は、事実の把握が不十分であると言わざるを得ない。

## (2) タクシー料金の金額について

### 《第三者委員会の結論》

当初、1回の通院ではやむを得ない判断であったのかもしれないが、これだけ回数が増え、金額が大きくなってきた段階では、『最小限度の額』とは言えない。

福祉事務所は、1回20万円(又は25万円)のタクシー料金について、次の点を踏まえて妥当であったと判断した。

- 1 札幌市で1回20万円の支給実績がある。2往復が必要なことを考えると割安である。
- 2 当時、救急車並みの高規格のストレッチャー対応型タクシーを所有していたのは札幌市の業者のみであった。
- 3 料金表や他の事例との料金比較で、走行距離等を考えると、割安又は妥当と思われた。

## (3) 福祉事務所が更に調査等を行うべきであった事項について

## 【①病状調査】

### 《第三者委員会の結論》

本件のように毎日、多額の通院移送費が支出され続けたのであれば、入通院の必要性を含め、より頻繁に、きめ細かく、早急に病状調査を実施するべきであった。そのような調査が実施されないまま支給を継続した点は不十分である。

妻については、タクシーの利用開始当初、直接的な病状調査を実施せず、単に医師の意見書に記載された事項のみでストレッチャー対応型タクシーの使用を認めた点は、怠慢と言わざるを得ない。

## 【②検診命令】

### 《第三者委員会の結論》

医学的判断を福祉事務所が行うことは困難であり、現状の福祉の分野では、医師の判断に従った判断を行うのが通常であるが、本件の場合、医師の意見は、夫婦ともに通院の必要性を認めつつも、札幌市の病院での治療の必要性、連日の治療の必要性、ストレッチャー対応型タクシーの必要性についてあいまいな説明も多い。少なくとも、移送費が高額になった段階で、検診命令を行い、第三者の医師による検診結果を基に、移送費支給の必要性を確認する必要がある。

- ・ 福祉事務所では、指示・指導を経た上で、要保護者がそれに従わないときにのみ検診命令を行っていたため、これまでほとんど検診命令が出されたことがなかった。
- ・ 検診命令を行う前に『囑託医の意見を徴すること』とされているが、囑託医が以前から夫の病状を把握しており、かつ、札幌市への転院を認めた病院の院長でもあることから、検診命令を行ったとしても札幌市への通院を認めるとの判断結果は変わらないと考えていた。

## 【③生活状況の把握】

### 《第三者委員会の結論》

夫や妻が不在で面談できない期間があったが、不在連絡票の活用、電話連絡しての訪問や場合によっては早朝あるいは夜間の訪問を検討するなど、様々な方法により、適切に生活状況を把握する必要がある。

## (4) 組織対応について

## 【①福祉事務所の組織対応】

### 《第三者委員会の結論》

処遇困難なケースに組織として対応するためには、担当者、査察指導員は、その行うべき行為を果たす上で上司の指示を仰ぎ、管理職は、積極的にこの問題に関与して状況を把握するとともに、的確な指示を行うという管理職の役割を果たす必要がある。しかし、実際には、双方においてこれらの役割が十分に果たされなかったために、結果として今回の問題の発生を防ぐことができなかった。

これらの背景には、大幅な人事異動の影響とそれに伴う事務引継ぎの不十分さ、経験の浅い担当者や査察指導員の配置など、人員配置の問題も大きな影響を与えていると思われる。また、職員的生活保護の知識と指導力が十分ではなかったとも思われる。

## 【②市長・副市長のかかわりとその対応】

### 《第三者委員会の結論》

結果的に、これだけ多額の公金が詐取され、行政の信用を著しく失墜することになった責任は問われるところである。指揮監督責任者は、本件のような重大な事案について、具体的な情報を得たら、速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらず、自ら具体的な調査を指示するべきであった。

## 4 再発防止に向けた提言

### ①即時対応能力の向上

- ・業務に関係する法令や知識の習得、窓口部門に関する知識の習得、対人折衝に関する職員教育の徹底などにより、能力向上を図ること。
- ・対外的な業務に関しても、危機管理、情報管理に関する対応能力の向上を図ること。

### ②管理職の意識改革

- ・管理監督する立場にある者の率先行動、部下職員の孤立化を防ぐための状況把握、的確な指導及び監督を行うこと。
- ・職務の執行方法や事務処理システムの徹底的な点検、見直しを行い、その改善を図る職責を全うすること。

### ③公金の取扱いに対する公務員意識の改革

- ・公金を取り扱っているという意識、公金は市民が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であるという意識を持って常に職務に当たること。

### ④組織的な危機管理能力の向上

- ・行政の様々な問題を危機ととらえ、その未然防止、発生時の迅速な対応、その後の適切な処理のために、組織体としての危機管理体制の構築、能力の向上を図ること。

なお、

- ・内部検証報告書において事務的な改善が提言されている様々な点
  - ・福祉事務所において策定された再発防止に向けた改善策
  - ・市全体として策定が進められている「『市民に信頼される市役所』づくり推進プラン」
- これらの取組を確実に進めることにより、真に「市民に信頼される市役所」を実現することを強く要望する。

## 5 終わりにあたって

当委員会の結論としては、福祉事務所において、更なる病状調査や生活状況調査、検診命令等の手続をとるべきであったにもかかわらず、それを行わないまま移送費の支給を継続したことは不相当であったということになる。

もちろん、通常の公務員の仕事が、基本的には書類審査にならざるを得ないこと、治療の必要性について、医学的知識を持たない一公務員が、医師の判断を簡単に拒否できるものではないこと、警察と異なり強力な捜査権限も持たず、生活保護法上の調査等にも種々の制約があることは理解できる。

しかし、本件は、詐取された金額が突出しており、極めて例外的な異常な事案である。通常とは異なり、慣例を突き破って、もう一步前に進み出るべき事案であった。

内部検証委員会及び当委員会の検証で明らかになった様々な手続上の問題が、今後再発することのないようにし、生活保護制度が真に市民の生活を確実に保障できるよう、福祉事務所及び滝川市行政は、これらの改善に向けてまい進されるよう期待する。

なお、本件は極めて異常な例外的事案であることは明らかであり、善意の生活保護受給者の権利が侵害されることがないよう切に願うものである。